

# 静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正に関する意見応募用紙

【ご意見のタイトル】 ※案のどの部分に対するご意見か、記載願います。
【ご意見の内容】

- ※ 1 複数のご意見がある場合は、1枚に1件ずつお書きください。
- ※ 2 いただいたご意見は、静岡市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部改正の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨を市ホームページ等で原則公開させていただきますので、ご了承ください。
- ※ 3 上記「ご意見の内容」欄に「別紙とおり」と記入していただき、別紙にてご提出いただくことも可能です。

* 住所 (法人の場合は所在地)	
* 氏名 (法人の場合は名称及び代表者名)	
性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 回答しない
年齢	<input type="checkbox"/> 19歳以下 <input type="checkbox"/> 20代 <input type="checkbox"/> 30代 <input type="checkbox"/> 40代 <input type="checkbox"/> 50代 <input type="checkbox"/> 60代 <input type="checkbox"/> 70歳以上
職業	<input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> 公務員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> 専業主婦(夫) <input type="checkbox"/> 学生 <input type="checkbox"/> パート・アルバイト <input type="checkbox"/> その他

- ※ 1 \*印のある欄は必ずご記入ください。(意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。)
- ※ 2 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。

ご意見、ありがとうございました。期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

1 郵送	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市交通政策課 宛て
2 ファクシミリ	FAX 番号：054-221-1060
3 持参	静岡庁舎 新館7階 交通政策課
4 市HP (電子申請)	市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。 ※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付できません。

ご不明な点など、ございましたらお問合せ下さい。

静岡市都市局都市計画部交通政策課企画係

担当：企画係 戸塚(とつか)・草谷(くさがや) [電話]054-221-1471(直通)

締切：令和5年12月25日(月) 必着(又は消印有効)